

令和元年度 第1回

みどり市臨時教育委員会 会議録

令和2年3月24日 開会

令和2年3月24日 閉会

みどり市教育委員会

令和元年度第1回みどり市臨時教育委員会会議録

令和2年3月24日（火曜日）

議事日程

令和2年3月24日（火曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 委任された事務の管理・執行状況の報告
 - 日程第 4 報告第59号 みどり市教育委員会事務局組織規則及びみどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 5 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
 - 日程第 6 議案第61号 みどり市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について
 - 日程第 7 議案第62号 みどり市学校運営協議会規則の制定について
 - 日程第 8 議案第63号 みどり市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
 - 日程第 9 議案第64号 令和2年度みどり市教育行政方針の制定について
 - 日程第10 議案第65号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（5人）

教育長 石井逸雄

職務代理者 金子祐次郎

委員 山同善子

委員 松崎靖

委員 岩野ひろみ

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長 星野和弘

学校教育課長 三ツ屋雄一

文化財課長 藤生智子

教育総務課長 金高吉宏

社会教育課長 山銅敏男

富弘美術館事務長 横倉智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐 正田一仁

総務係主査 剣物雅世

◎開会・開議

午後 1 時 3 2 分開会・開議

○教育長（石井逸雄） ただいまから、令和元年度第 1 回みどり市臨時教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。



◎日程第 1 会議録署名委員の指名

○教育長（石井逸雄） 日程第 1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番 4 番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。



◎日程第 2 会期の決定

○教育長（石井逸雄） 日程第 2、会期の決定ですけれども、令和 2 年 3 月 2 4 日、本日 1 日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定いたします。



◎日程の変更

○教育長（石井逸雄） 次に、移ります。日程第 3、委任された事務の管理・執行状況の報告でございますけれども、これにつきましては、議事の進行の都合上、日程第 3 を日程第 8 の後に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしの声がありましたので、日程第 3 を日程第 8 の後に行います。



◎日程第 4 議案第 5 9 号 みどり市教育委員会事務局組織規則及びみどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長（石井逸雄） 日程第 4、議案第 5 9 号、みどり市教育委員会事務局組織規則及びみどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。これについては、教育部の規則、職の設置というところについても関係があるのですが、教育部を超えた全庁的な組織の改編が絡むということがあつ

て、先に新聞報道がされて大変申しわけなく思っております。

改めて、市全体で動くということで組織、職の設置が教育委員会部局にも影響してくる関係がありますので、議決をいただきたいという提案でございました。

一つは、組織規則を変えるということ、もう一つは職の設置ということでの改定ということです。

ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（山同善子） この組織の変更によって、今まで新設校準備室にいらっしゃった方が建設課のへ異動されるということですか。

○教育総務課長（金高吉宏） 組織自体は都市建設部の建築指導課に移りますので、開校準備係にいた職員もそのまま移るということになります。

○教育長（石井逸雄） 仕事をしてきた職が移ると捉えて貰えば。

○委員（山同善子） 仕事をいろいろ抱えている部署だから、人数が少なくなると大変かと。

○教育総務課長（金高吉宏） 学校準備と建設準備に別れて今までもやってきましたし、別れても仕事自体は進めていけると思っています。みどり市全体の施設を取り扱う課を作るということで、これから進めやすくなるということになります。

○委員（金子祐次郎） 建設指導課に施設整備係があったが、教育総務課の施設係との仕事の分担はどのようになっていますか。

○教育総務課長（金高吉宏） 今回、施設整備係につきましては、新設される建築が基本でございます。既存の学校設備の修繕など施設の管理に関するものについては、それぞれの課が担当するというところで、いろいろな福祉系の施設、介護系の施設、いろいろありますけれども、修繕その他の維持管理については、それぞれの課がやっていくということで、既存の部分については今までどおり、その中で施設係としても学校関係全部、修繕等の関係は今までと変わらずやっていきます。

○委員（金子祐次郎） 学校建設に関しては、今やっている笠懸西小学校（仮称）は、建設が終わった後の管理等は、教育総務課の施設係が担当していくことになるという流れになるということですね。

○教育総務課長（金高吉宏） おっしゃるとおりです。

○教育長（石井逸雄） これまでも、みどり市については、他市のように、専門的な技能を持つような、特に建設に関係する機関がなかったというところもあり、建設をするために、専門的な知識を持っていないと教育部としても大変困るということで、建築技術センターのほうに技術的な指導をいただいていた。

今度は、市内の建築にかかわることについては、全部ここに集中させるということで、学校建設もそこが中心となって行うことになり、そこに資格を持った人を集めていくという形では、大変良い組織改編になってきたと私個人としては捉えています。

ただ、その分、連携をしっかりとっていないといけない部分があるので、これについては学校建設そのものが全庁を挙げて行う事業でありますから、これまでと同じような形で進めていくというところ、それから金子委員さんからありましたように、教育総務に残るのは何なのかというと、この後の

学校の備品や教材、通学路の問題、区域の問題など、どちらかというソフト的な部分については、教育総務課のほうに残った係が新設校の開設までの間、取り組んでいくということになります。特にハード的な部分については、移っていくほうに持っていただくという、そんな大きなすみ分けをしていこうという組織改編とそれに伴う職務設置ということです。

○教育長（石井逸雄） ほかに、いかがでしょうか。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第4、議案第59号、みどり市教育委員会事務局組織規則及びみどり市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第5 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第5、報告第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、まず第1条関係について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） 第1条関係は、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） 第2条関係について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） 第2条関係については、教育長が教育経験者のうちから委嘱して嘱託員という形でいた部分について、これを地方公務員法のこれに規定する会計年度任用職員として採用すると

いう形になるという部分が大きな違いになります。職務内容は変わらないが、規定が変わった部分に見合う形で、文言を整備したという形になります。

○委員（山同善子） 会計年度任用職員ということは、年度ごとに終わるということでしょうか。

○教育総務課長（金高吉宏） 1年間の契約ということになります。

○委員（山同善子） それは、再任ということによろしいでしょうか。

○教育長（石井逸雄） はい。今までの期間の定めをなくして、1年ごとに契約をするということですね。今までは3年とか、5年とか期間がありましたが、それをなくして、1年ごとに契約するということです。

○委員（山同善子） そうすると、一般の会社の場合には、5年間継続して任用するとそのまま雇用しなくてはいけないという制度があるが、そこには当たらないのでしょうか。

○教育総務課長（金高吉宏） 今回の制度は、そこには当たりません。

○教育長（石井逸雄） 1年間の任用ですけれども、再任を妨げないという形になってきますから、これまでである程度、教育委員会関係の職員については年数が限られていたので、学校の仕事に慣れたと思うと代わっていただかなくてはいなくなり、みどり市で一生懸命頑張っていた方が他市に流れてしまって、他市は大変助かっているが、みどり市は大変苦しい思いをしているところもあったが、この制度が変わることによって、みどり市も今後は、単年度任用ですが再任を妨げないという形になったので、みどり市としても教育委員会としても大変助かるような状況になってきています。

○教育長（石井逸雄） 第3条関係について、何かご質問があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長（石井逸雄） 第4条関係では、青少推の位置づけが変わるということです。現行にあるように、地公法の規程にある非常勤の特別職として位置づけていたが、関係団体の職員という形になるということになります。

○教育総務課長（金高吉宏） 区長さんや交通指導員さんなどと同じように各地区の団体と同じ位置づけになります。

○教育長（石井逸雄） 青少推の皆さんには残っていただくのですが、位置づけが変わってくるということですね。

そのほか、全体をとおして、何かご質問があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長（石井逸雄） 非常勤の皆さんの身分をしっかり守っていくということが根底にある法改正に基づく教育委員会関係の4つの部門の改正ということですね。

○委員（山同善子） 社会教育指導員というのは、社会教育委員ではないのですか。

○教育総務課長（金高吉宏） もともとこの制度自体がなくなったので、指導員は社会教育委員とは別です。

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第5、報告第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第6 議案第61号 みどり市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第6、議案第61号、みどり市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。これまで市が肩代わりしてきた部分について、スポーツ振興センターの規則に基づいて、三者がきちんと負担をすることをみどり市としてもしっかり定めた上で、一部を保護者に負担していただきましょうということで新たな規則を制定したということになります。

額については、スポーツ振興センターの規則で求められる下限のところに近いような状況で、できるだけ、保護者負担はふやさないということですが、最小限を負担していただくという形になります。

ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（山同善子） 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済とは、登下校を含め、学校に行っている間に子供が怪我をしたときに利用している保険ということですか。今まで保護者は負担していなかったのですね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。

○委員（金子祐次郎） 設置者が負担していたということですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。

○委員（金子祐次郎） これは、社会教育課でスポーツ団体が加入する保険とは別の独立行政法人ですか。学校で入っているのは、独立行政法人の保険だけですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 別です。もう1つみどり市独自の賠償責任保険に入っております。

何かを壊してしまったときに、状況を保険会社に説明して、認められれば保険金が出るという対物的な保険に入っています。けんかして相手に怪我をさせたしまったなどというときに、この保険を使うことも考えられます。

○教育長（石井逸雄） スポーツ振興センターという名称なので内容が分かりにくいですが、幼稚園、小中学校に通う子供達が、学校管理下で怪我や事故を起こしたときの治療にかかる費用について保障していく制度なので、全国の小中学校、幼稚園の子供たちが加入しています。非常に格安で手厚い内容です。これは、みどり市は中学生まで医療費が無料ですから、そちらでかかっても良いが、この掛金を掛けている関係上、保護者には一旦立て替えていただき、この保険を使っていただいていた。3割負担で保護者に払っていただき、4割支給するということになっています。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 1割は見舞金ということになっています。

○教育長（石井逸雄） 子供たちが事故、怪我をしたときには、市の医療保険ではなく、日本スポーツ振興センター共済のほうを使っていただきたいということです。保護者にも必要最小限の負担をお願いするための規則を設置して、4月から徴収させていただくということになりました。

○委員（山同善子） お金はどのような方法で徴収しますか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 学校で徴収していただき、市に納入するというシステムです。

○委員（山同善子） 集金袋を使うのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 学校で、年度当初に教材費等を集めていますので、教材費の中の一部にこれを加えていただき、まとめて支払っていただくというシステムを考えています。

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第61号、みどり市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第7 議案第62号 みどり市学校運営協議会規則の制定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第7、議案第62号、みどり市学校運営協議会規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（金子祐次郎） 現行の制度で学校評議委員という方がいますが、この学校運営協議会はどのような位置づけになりますか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 学校評議委員は学校長によって任命し、教育委員会が委嘱するということで、立場的には変わらないが、学校評議委員の会議はその方々から校長が意見を参考に聞くことができる程度だったが、学校運営協議会は学校運営を一緒にやっていくような、評議委員よりも中に入り込んで一緒に動けるということが大きな違いです。

○委員（金子祐次郎） 小中一貫教育校の場合には、学校評議委員と学校運営協議会を2本立てでやっていくということでしょうか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 今回は、学校評議委員を置かず、全て学校運営協議会で行っていくということであり、2つの組織を持つことはありません。

○委員（山同善子） みどり市の学校としては、これから学校評議委員会を学校運営協議会のほうに動かしていくという方向で進めていくのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 東で成果が出れば、当然ほかの学校でもできると考えているが、規模や地域性により同じことができるかは分かりません。規則ができたことにより、いろいろとメリットが発揮できるのであれば、今後考えていきたいが、今一斉にするわけではなく、また協議会で決めていくことになると思っています。

○委員（山同善子） 他の学校の評議委員は10名くらいでしょうか。そうしますと、第8条に「次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する」とあるが、(1)から(8)を一人ずつ任命するのでしょうか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 学校長が地域の実情に応じて必要な人を選定し、教育委員会が任命します。必ずしも1名ずつではありません。

○教育長（石井逸雄） もともと学校運営は地域の皆さんのご意見等を聞きながら運営されるのが適切だということがありながらも、最近は全て学校任せという状況になってきているという課題も出てきています。

そういった中で、地域の皆さんの力を借りながら、子供たちを育てていこうという流れに移ってきたときに、学校運営協議会を設置しようということで動いてきたのですが、すごく進んでいる県と遅れている県があり、群馬県はどちらかという遅れている県であります。県によっては全県がそうなっているところもありますし、県内では、伊勢崎市、高崎市は指定校を設けてやってきた部分もあるが、まだ遅れています。藤岡市が市内全ての学校をコミュニティスクールにするという形で舵を切って動いているところでもあります。

基本的には、地域の皆さんの力を借りて動いているというところについては評議委員さんと似て

いるのですが、評議委員さんは校長の求めに応じてアドバイスをし、校長はそれをチョイスして使っているが、運営協議会はいろいろ決めて動くので、委員さんになっていただくほうにも責任が出てきます。まずは、東小中学校に導入し、様子を見ながら各地区に導入していく、あるいは求めに応じてさらに学校をふやしていくという考え方になります。

第8条第4項、5項は評議委員さんになかった大きな部分です。これは、第3条、2項(3)に対しても言及できます。学校運営協議会をとおして要望が出た場合は、教員委員会としてしっかり受けいかななくてはならないという重いものがあり、第4条第2項について、教職員の採用及び昇任及び転任に関する事というところがあり、予算と人事権を持つということで、これに対して取り組むことをためらったことが実際多かったが、特に人事権に関しては、特定の職員の意見を求めて解任や転任させることはできないが、学校運営協議会は、こういう学校を作りたいからそのためにはこんな人が欲しいということについての人事権の要望はできると、限定してきた部分があるので、学校側として動きやすくなってきました。

適正にこの範囲内で動いているかどうか教育委員会で見ていき、必要があれば、介入しなくてはいけません。運用しながら、私達も勉強し、レベルアップしていかななくてはいけない案件だと思っています。

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第62号、みどり市学校運営協議会規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第8 議案第63号 みどり市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第8、議案第63号、みどり市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。これまでの働き方改革で、時間外勤務の上限につ

いて話題にしてきたが、これまでは努力義務だったが、教員委員会が規則を定めることになったのでさらに重くなりました。教職員の業務量の適切な管理を行うということになっています。

第2条でありますように、教育委員会が教育職員の業務量の適切な管理を行うと決め、2項に細々とした管理の仕方が規則として定められています。勤務時間に対するガイドラインについては認めていただきましたが、取扱いが変わってきて格が上がってきたということで、規則として定めていくということになりました。

県は条例になり、私達の学校で働いてもらっている教職員の雇主は県でありますので、県はその人達を管理するに当たり条例を改正し、みどり市教育委員会は県から派遣された職員を現場で管理するという責任がありますから、規則を制定して、その人達の勤務時間がきちん守られているかどうかをみどり市教育委員会が県に代わってしっかり管理をしていく、それがだめであれば県から条例違反であるという形が出てくるし、自ら定めた規則がみどり市教育委員会は守れていないという大きな課題も出てきます。

これに違反した形での教職員が体調を崩したり、命を絶ったりということになってくると、労基法と県の条例、市の規則に基づいたところの管理責任が発生してくるという大変重要なものであります。

追加して説明しましたが、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（山同善子） 教職員の勤務時間は何時から何時までですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 学校によって違いはありますが、1日の労働時間が7時間45分という決まりはあります。

○委員（山同善子） 休憩時間45分を足した時間が学校にいる時間で、残業がここに当てはまるということですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。

○委員（山同善子） 先生も週休2日取らなくてはいけないということになっているのでしょうか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 小中学校で若干違いがあり、中学校は部活動の休みは土日のどちらか1日、平日に1日というように7日間のうち2日は部活動をしない日を設けるという決まりがあります。小学校については、部活がないので、通常土日が週休日になっています。

○委員（山同善子） 部活動だけのために出てこなくてはいけないということでしょうか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。現実、中学校の先生は、部活動のために土日どちらか出ています。

○委員（山同善子） 1日の労働時間はきちんと決まっていて、朝練があった場合には、時間外労働という形でカウントしているのですか。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。

○委員（山同善子） やりくりが大変な印象ですね。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） はい。小学校と中学校ではかなり違います。

○教育長（石井逸雄） 第2条（1）については、小学校では概ねクリアできるという見通しが立つ

てきました。中学校については、部活がなければクリアできるが、部活が入った段階で全然クリアできないという問題が出てきます。規則では定めつつも、部活動があるということで時間を超えてしまうという相反するような課題が現実問題としてあるので、これについては、大きく全体を見ていかなくてはなりません。

そのために、年間をとおして平均で見たときに、多少平均化することでこの時間をクリアすることができます。中学校について、45時間以内というのはかなり難しく、過労死ラインの80時間を超えている人をなくすということを群馬県教育委員会から言われているところでもあります。部活動の在り方、指導者の在り方についても、手を入れていかないと難しい問題が出てくるということになります。

○委員（山同善子） 校長はこの中に入らないといけないのですか。

○教育長（石井逸雄） 校長は職員の時間を管理しなくてはなりません。ということは、校長が管理せずに過労死ラインを超えているのを容認してきたという形になってくると、過労死があった場合に校長が訴えられてしまいます。

教育委員会としても、規則を定めて校長に託すわけですから、教育委員会は、当然その校長がしっかり管理できるような環境を整えていく必要があります。

○委員（山同善子） 年間は時間管理のみで日数管理はないのでしょうか。例えば、学校が早く終わって、8時間いなくても済む場合、総合的に月に何時間働けばいいというのがあるのでしょうか。

○教育長（石井逸雄） 校長は、修学旅行などでは夜も朝もみるので、前後2週間、計4週間の中で調整するという形で勤務時間を割り振ります。1日7時間45分で週休日を除いた日の月の総労働時間を学校の校長は、この職員についてはこの時間を勤務とするように特定します。

修学旅行から帰ってきた後は、該当学年の子供たちを休ませているとすれば、先生方も休んでもらう形で今もやっているが、サービスで出てきてしまう場合もあるので、出てきてはいけないという形にしてやると、年間は、7時間45分で週休日を除いた1年間の中の勤務日が総時間になります。

それから、年休取るとか、特別休暇を取るということは別になります。そんな勤務の割り振り管理を校長がするという事なので、校長の責任が重くなります。

○委員（山同善子） 普通の企業と違うので、仕組みがよく分かりません。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 今まで教員にはタイムカードもなく、時間感覚がなかったので、ずっとという感じであったが、今はパソコンで自分の始業、帰る時間が決まって、自分でこんなにいるのだ、もう少し早く帰れるということが分かるようになりました。時間の管理が今までできていなかったということが学校の反省点であります。延びてしまったものに関してはどうできるだろうか考えているところです。

元々、残業手当というものがありませんので、幾らいても自分の好きという意識があったが、それを少しずつ変えてきている状況になってきています。

○教育長（石井逸雄） 学校の先生方の勤務時間について、市民の方々に分かっていただくようにし

ていかなくはいけません。学校の中にも全員が同じ勤務時間で動くかというところではありません。ここにいる市役所の職員は残業させると金額に跳ね返ってくるが、学校の先生にはなく、教職調整額ということで全職員に対して月額幾らと決まって出ています。

それ以上やっても出ず、それ以下でも出るという調整額は良いところ、悪いところがあり、学校の先生方は幾ら残業しても学校の超過勤務時間が多いと指摘を受けることもなく、先生方も貰っているのか貰っていないのか分からなくなってしまうという、教員の勤務時間に対する感覚が問われているので、これで改善したいです。

○委員（山同善子） 昔は遅くまで残っている先生が頑張っている先生だという印象もあったが、やはり先生方も家庭もあつたり、いろいろな時間が必要な中でなるべく時間を上手に使ってリフレッシュしていただいて、元気な心と体で学校に来ていただけるのが良いのかなと思います。

○委員（松崎 靖） 何をもって勤務時間とするかということなのですが、例えば、子供のけんかとか保護者の悩みの相談に乗るとかということなどの教育上一番大事なことを勤務時間にどうやってカウントするのか、難しい部分があるが、タイムカードでカウントできないシフトですから、時間の意識を持って貰うのは大事なことで、その中で校長が調整していくのは難しいと思います。

○教育長（石井逸雄） 実際には、家庭訪問などの時間もカウントしていますから、時数としては見られる形を取っています。上限を超えたらどうするのかということは次の課題になってくるのですが、例えば、学校で生徒指導上の大きな問題が起きたところの職員は、その月は時数を超えてしまいます。

例えば、いじめ問題で重篤な問題があったときには、先生方は勤務時間だから帰りますと言って帰れるかというところではないので、そこについては、緊急対応をします。

しかし、それをやったからといって、毎月80時間も100時間も超えるような勤務を二、三か月続けていたら大変な問題になってくるので、しっかりと目的を明確にした形での裁量制をとっていかなくてはなりません。教職員の意識や校長の管理意識を変えていってしっかりしていかななくてはならないという大きな課題であります。規則ができましたので、定期的に報告があるので、今後も話題になってくると思います。

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第8、議案第63号、みどり市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

◎日程第3 教育長報告

○教育長（石井逸雄） 次に移ります。日程第3、委任された事務の管理・執行状況の報告を議題といたします。今回は、新設校における給食提供方式について、教育総務課より報告させます。

○教育総務課長（金高吉宏） 総合教育会議後の新設小学校における学校給食提供方式についてということで、説明資料一覧表と学校給食提供方式の要約等でしています。

10番目の令和2年3月19日、議会本会議の最終日ですが、この時に議案第25号、一般会計の予算に対する附帯決議案が出され、この提出を受けて同日に議決をされたという事実がございます。この内容につきましては一番最後に資料をつけさせていただいております、附帯決議として出されたものが以下の1、2というところでございます。これが令和4年開校予定の笠懸西小学校（仮称）の給食提供方式について、当面学校給食センター配食を見直し自校方式への再検討というのが1つと学校給食センターのアレルギー対応について十分な役割を果たせるよう改善を図ることということで、最終的に議会から予算の議決にあたり附帯決議がつけられたという内容です。今後、給食提供方式をどのように考えていくかという中で、教育総務課としては総合教育会議までさかのぼり、資料の内容を確認しご意見をいただきたいと考えております。

まず、総合教育会議の資料としては次のページの学校給食提供方式についての要約と資料NO. 1の総合教育会議で出させていただいた資料でございます。まずは、今までの学校給食提供方式についての考え方について整理をさせていただきたいと思ひまして、要約をつけさせていただきました。これは、うしろの総合教育会議で出した資料と併せてごらんいただきたいと思ひます。

まず、新設校の学校給食提供方式を考える上においては、1番では笠懸地区の自校方式継続の場合とセンター方式導入の場合の概算費用を比較させていただきました。これにつきましては、用地費、建築費、維持管理費等合わせますとセンター方式のほうが良いであろうという試算をさせていただいたところではあります。

総合教育会議の資料2ページをごらんください。最初の要約の部分では現在の自校方式、センター方式の施設面等の比較もさせていただきました。これは各園や学校の給食調理場を建て替えた場合、施設、配送等にかかるものの差ということで、建て替えた場合には全く差は生じないという中で施設、衛生管理、危機管理、調理の差、人員、食材購入経費、配送、食育、災害対応についての比較を行いました。

それから、4ページからは現状の自校方式、センター方式の地産地消やアレルギー対応の現状についての比較も行って考えてきたところです。

それから、笠懸地区における給食提供方式を考える上で試食会、説明会等を行ったアンケート結果もお示しさせていただきました。まず、1月29日から4月11日に行いました笠懸地区の各園、学校のPTA役員へのアンケートは120名から回答をいただき、自校方式が23%、センター方式が36%で、この時はセンター方式が43人で一番多かったということでございます。7月9日から9月6日にかけて、新設小学校に来る笠懸小学校、笠懸幼稚園を対象に大間々学校給食センターでの試食会を行い、全体では方式にこだわらないというのが42%で一番多かったです。笠懸小学校で

は約半分の49%の方が方式にこだわらない一方、笠懸幼稚園では自校方式が56%ということで半数を超えたという内容のアンケート結果をお示しさせていただきました。

その次に、自校方式の良さとセンター方式における取り組み状況ということでアンケート調査や地区住民の方、栄養教諭等の意見を集約しまして約10項目のうち8項目がセンターでの対応が可能ではないかというところで、ほかの2項目につきましても今後の工夫により、対応が可能ではないかという結論に達しました。調理員さんと子供たちとの距離感についての努力、2つ目のアレルギー対応について早期に行っていくことが給食センターの重要な役割と位置づけさせていただいて、取り組み状況を報告させていただきました。

そのほかにも、センター方式への誤解と思われる意見等も掲載させていただいてご確認をしていただきました。

こうした内容を踏まえまして最終的に教育委員会としての考え方をまとめたわけですが、6番のところ、以上の5項目からなる検討の結果、新設校における学校給食提供方式について教育委員会としての結論を以下のとおりまとめましたということで笠懸地区の小学校の現状としては開校以来、自校方式を採用しているということで新設校の給食提供方式についても笠懸地区の自校方式を採用することが望ましいとの考えは十分に理解できるという内容です。

次のページにいきまして、一方ということで行政運営の考え方としては持続可能な行政運営を行うために経費を効率化する必要があるということで、教育委員会として以上のような様々な状況を想定しながら給食提供方式を検討してきました。

そして、現状を把握するために以下の取り組みを行ったということで、7月から9月にかけて笠懸小学校、笠懸幼稚園の保護者を対象に給食試食会を実施しました。試食会後のアンケートでは、方式にこだわらないというのが一番多い結果となりました。自由記述では、支持する理由として自校方式は「食育に優れている」、センター方式は「衛生面で優れている」、方式にこだわらないとしては「安全安心でおいしい給食の提供が一番」ということで、さらにアレルギー対応を望む声など様々なご意見をいただきました。

この3番の取り組みの結果、自校方式を支持する方の自由記述の内容から大間々学校給食センターでの実施の可否を検討させていただいて、これまで自校方式の良さと言われていた点の多くが学校給食センターで対応可能であるとともにみどり市で未実施となっているアレルギー対応について、学校給食センターで取り組みを開始することでさらに充実した給食が提供できるという考えに至りました。

これらを踏まえての結論として、新設校の給食提供方式については当面の間アレルギー対応をはじめ、現状よりもさらに機能を向上させた大間々学校給食センターから配食すること。それと、笠懸地区全体の給食提供方式のあり方については様々なご意見があることから、今後もさらなる検討が必要と考え、継続して検討を進めていくことを決定したという内容です。

この報告の後、最初の資料一覧に戻って10月28日に総務文教常任委員会、11月22日に市長出席のものと全員協議会ということでこの資料をもとに説明をさせていただきました。総務文教常任

委員会で学校名の決定が行われ、1月に入り議会報告が市民向けにありました。この時にも議長からの資料提供ということで資料3にあるような資料の提供をさせていただきました。

それから、2月6日に総務文教常任委員会では笠懸西小学校（仮称）の基本設計、高崎市の視察のご報告をさせていただきました。この時には、給食室はどこに位置しているのかという意見もいただきまして、現状では設置は予定していませんというご報告をさせていただいています。

そのほかに口頭報告ということで、笠懸地区給食提供方式決定の今後のスケジュールと地産地消に関する農家の野菜納入の考え方と新設小学校にかかる汚水処理の方向等の確認もさせていただきました。2月14日に全員協議会が開催されまして、同じような報告をさせていただきました。

3月4日にこれらの報告をした内容に対しまして、11名の議員から笠懸西小学校（仮称）の学校給食提供方式に関する要望書が出されました。これは市長及び教育長宛てに提出をされております。

これを受けまして資料NO. 6になりますが、3月16日に議会で教育委員会の考え方と今後の方針の説明をさせていただき、改めて大間々学校給食センターからの配食という報告をさせていただきました。

最後に、3月19日の議会本会議最終日に予算に対する附帯決議ということで、最後の資料にありますとおり、改めて笠懸西小学校（仮称）は当面学校給食センター配食を見直し自校方式への再検討という附帯決議が出されたというところでございます。

総合教育会議から振り返りまして教育委員会としての考え方と議会からの示された要望書等の関係の話をさせていただきまして、今後の議論として進めていただきたいと思いますという報告をさせていただきました。

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。教育部長より今の説明の補足がありましたら、お願いいたします。

○教育部長（星野和弘） 今回、懸念されるところは要望書が出されて、うちのほうでも説明したわけですけども、予算の執行については賛成していただいて、その後に附帯決議という格好でこの要望書が出されました。

基本的には、この附帯決議というのは拘束力があるわけではないので、これを守らなければどうという法的なところはないのですが、18人の議員の中の13人が署名をして附帯決議をつけたというところですので、これについて考えられるのは、例えばこれから用地買収をすると契約が大きいことから、議会で議決が必要になります。あとは、工事の関係で一旦仮契約というのをして、議会で議決を求めて本契約になるという格好になりますので、そういう場面の時に議会はこういう要望をしたけれどもその後何もないではないかという理由をもとに、それを否決するというような事は考えられません。

ただ、予算のほうはきちんと賛成でおしておりますので、そこまではないのかなというところはあるのですが、理論的にはその後の考えがこういう要望をしたのに全くやっていないのだから反対にまわるというような理屈づけにはなるのかなという感じでは非常に懸念しています。

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。資料の見方をもう一度確認いたします。

これから考えていくときの基本になるのが資料1の綴りでございます。総合教育会議でまとめたものを総務文教常任委員会で説明し、市長が出席した全員協議会で説明したということでもありますから、1、2、3を貫くものについては、資料NO. 1のものになっています。教育委員会として議会に公式に出した書類であるということでもあります。

学校名の決定ということで、資料NO. 2を出していますがこれは見ておいていただき、資料NO. 3については議長の求めに応じて整理したQ&Aなので、これも参考として見ていただきたいと思います。

次に公式なものは、基本設計ができたことと課題としていただいていた高崎市を視察してきての結果を踏まえてどうかということを出している資料はNO. 4です。

公式なのはNO. 1とNO. 4で、NO. 2とNO. 3は参考程度に見ていただいて、資料NO. 5が要望書であります。教育委員会として、前回の教育委員会でお諮りした資料の内容を少し整理した形で、給食提供方式のこれまでの考え方、笠懸地区の給食決定、アレルギー対応、学校規模の適正化というところを含めて全体の学校像を捉えている中の給食提供方式の考え方、今後どうしていきたいかという位置づけということを示して説明しました。結果的に予算はおおしていただいたが、11名にさらに上乗せされた形で多くの議員が署名された附帯決議書がつけられて、ごらんいただくと分かりますように、前段には同じことが書かれていて、後段にはアレルギー食ができていないというところでのお叱りをいただき、これはまさしくそのとおりで、大間々学校給食センターの中には調理する場所ができていながらも関わらず、6年間もアレルギー対応食に対して手をつけなかったことに遺憾と言わざるを得ないということでご指摘をいただいています。

予算の執行に関してはこの2つを附帯決議とするということです。議員さん方も要望書のときの数と附帯決議になったときの数についても分かるようになっていきます。資料NO. 2の附帯決議については新聞で取り上げられていて、どの議員さんが署名したかもわかっていますので、外に出ても問題ない資料ですけれども、資料NO. 5についての取扱いには十分注意してください。

附帯決議、資料NO. 7の2ページ目、新設校への給食提供方式について自校方式を再検討してくださいということとアレルギー対応をしてくださいということについてですが、2番については、3月16日資料NO. 6で示したように、これから3か年かけてアレルギー対応についてやっていき、最終的には令和4年度には市内全校にアレルギー対応食を配食できるような計画を進めるというように説明してあるので、これを少しずつ前倒しで進めていくことも必要だが、このような流れでやっていくことでご理解いただければと思っています。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） 何かご質問があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） 岩野委員さんを除くほかの委員さんについては、給食費の無償化をするにあ

たつて、滞納を解消せよという附帯決議がついたことをご記憶だろうと思いますが、それに対する教育委員会の考え方とすると、全庁挙げてチームを組んで家庭訪問をし、お願いをし、その後も給食センターが中心となって連絡をとってお金を納入しているということについて、附帯決議がつけられた翌年については、半年ごとくらいに議会に報告をしており、1年経った頃には年2回くらい報告し、その後については年に1回報告がありました。

令和元年分については、5月頃に報告していく予定ですので、拘束力はないといえども、教育委員会としてはこれまで附帯決議をつけられたものについては、取り組み状況を適宜、議会等に報告をしていくという経緯がありますから、今回のことについても、拘束力がないからといって回答しないということにはならないと思っています。

○教育長（石井逸雄） 何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（松崎 靖） 附帯決議の中で、議会や市民の理解のもとで決定されたとは言いにいく極めて遺憾であるとある。市民の理解というのは、方法や手段を考えていくのがいいかと思います。

○教育長（石井逸雄） 市民の理解を得るための方策を少し検討して、市民にもっと説明してアピールしていったらどうかというところでしょうか。

○委員（金子祐次郎） 今回、笠懸小学校の保護者を対象に施設を見てもらったり、アンケートをとって、大方はセンター方式でもいいという見方をしているということを出しているが、笠懸地区全体の今後の給食のあり方については、今回は先送りしているの、議会では全体像が見えないので、比較検討ができないという言い方をしています。

今回の決定が、新設校についてはセンターから配送しておいて、それをやりながら全体を検討するという形だが、全体像を示しながらやっていく必要があると思います。議員さんが以前、笠懸の全体像が見えないから、センター方式がいい、自校方式がいいと言われても、比較検討ができないという言い方をしているので、ここでいう十分議論がされていないという話になっていると感じています。とは言いながら、同じペーパーの中で、ある議員さんは、みどり市全体で考えていくことなので、同一の給食方式にすべきではないかという意見もあります。1つの方式でいくべきだということが出てくるので、自校方式を検討していくという言い方は既に実施されているセンター方式との矛盾が出てきます。

教育委員会が自校方式でいくとなると、大間々のほうも変えていかなくてはいけないという見方をする議員さんもいるので、整合性をとりながらやっていく必要があると思います。

○教育長（石井逸雄） お話いただいたように、自校方式という形になるとすれば、笠懸地区の新設校を含めた学校全部を自校にするだけではなく、東を統合したいという総合管理計画も東に残してもらって、大間々学校給食センターもやめ自校方式にしてほしいというのが出てくると、全部自校方式に戻していかなくてはならないという課題も可能性としてはあるのではないかとご指摘も今、金子さんからありました。

資料NO. 6をごらんください。3月16日に要望書をいただいた後に、教育委員会として話をす

るのに、前回の議会のときに話をさせてもらった資料ですが、1番のところでは、給食提供方式の考え方というところを先ほど課長が言った資料NO. 1を簡単にまとめたものであり、考え方は教育委員会としては変わりません。

ただし、笠懸地区全体の給食提供方式については、令和10年を目安に改修が必要だろうと総合管理計画の中では部長を中心にまとめてあります。これを前倒しをして、合併特例債を視野に入れて解決できるよう検討し、進めたいということでは、これは令和7年度末までなので、笠懸地区全体についても考えていくということを示そうということでここに出したのですが、これに対しても、不十分だと先ほど、金子委員さんからあったように、いつまでにどうするというのをはっきりしたほうがいいのではないかと議員さんの声もあったというところからきて、ご理解いただけるところまで至らずに、附帯決議になったというところがあります。

そんな意味では、そこに書きましたように、教育委員会の基本的提供の考え方というのは1番のとおりだが、議会からご指摘を受けたりしながら、今後の給食をどうするのか考えたときには、2番のところをこの後集中して進めていって、最終決定が出て、それでも自校方式に戻るのであれば、大間々も東も含めて自校という判断になっていく可能性があるということも考えつつ結論を出す。

もし、ここでセンター方式が認められれば、早めに笠懸地区にセンターを作って、笠懸地区1校だけセンターから配食となっている新設小学校の給食とほかの学校のセンター方式を同じような形でして、笠懸地区の給食提供方式の環境についても整えていくということをお願いしていくということになると思います。まったく自校でなければ駄目だということになると、次元が違ってきてしまいます。

元々の確認ですが、皆さんご承知のように、私達は、笠懸地区の自校方式というのは、伝統的なものや一部文化という大事なものであるということについては、決して否定はしていない。それから自校方式、センター方式の違いについては、食べていただいたり見ていただいて、センターの良さ、自校の良さも感じていただいています。それらを数値化したり、具体的に食べ比べたりして比較したとき、どちらも安全安心でおいしい給食が提供されているということでは、ここの教育委員会の教育委員さん方の認識の中においては、自校方式もセンター方式も差はないということで優劣はつけていないが、財政状況を見たときに同じような安全安心でおいしい給食が提供できるのであれば、教育委員会は多くの施設を抱えていて、総合管理計画の中では統廃合がどんどん迫られている、お金が切り詰められている中をどう実施していくかということについても議論していただいている部分ですので、皆さんの経済的な意識も非常に高い部分がある。そういうところも含めて考えたときに総合的に判断すると、センター方式が良いのではないかと結論に至ったということになります。

多く議員さん方からすると、自校方式を堅持してほしいというところからくるとすれば、お金がかかっても良いと議会として認めるということにつながっていくと解釈もできるが、教育委員会とするとお金は潤沢にあって使ってかまわないということであれば、教育委員会としての考え方はどうなるのかということも考えていかななくてはなりません。

それは、かなり極端な例ですが、先ほど金子委員さんもおっしゃったように、教育委員会として考えてきたことについて、そう極端な考え方をするよりも、できるだけニュートラルにものを見て、比較し、いろいろ考えて教育委員会としての方向をだしてきたことについては、私もそのとおりだと思っています。

ただ、それが議会とすると理解できず平行線のままだとご指摘をいただいているので、今平行線で動いているのを例えば教育委員会側が少し角度をきっていくことで交わる場所が見つかるのか。またこちら側とすると、議会から要望されている、あるいは、附帯決議がつけられている部分と、教育委員会でこれまで考えてきた考え方を重ね合わせたときに、どういうところであれば交わる点が見つかるのかということについてある程度考えた上で、そのためには何をするかということをやっていく作業が必要になると思います。

きょう結論がでることではないと思いますが、今このような状況が議会から教育委員会のほうに、要望書に加えて附帯決議ということで私達のところに来ていますので、考えていかななくてはならないということを理解してもらおうということで、資料提供をさせていただきました。

それらを含めて、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（山同善子） 資料NO. 7の中の議会のほうでおっしゃっている市民という言葉が私達にとっては一番大事だと思うのですが、市民とおっしゃっている意味は自分たちが市民から選出されたという立場で市民というふうにおっしゃっていると思うのですが、実際に本当に市民はどう思っているのかについて、具体的な例があつておっしゃっているところが少ないのかなと感じます。

と、言いますのも、アンケートをとって丁寧にやってきている中で市民という言葉が出てくるのが違和感で、その市民というのはどういう人をさしているのでしょうか。

○教育長（石井逸雄） よく議会で話題になるのですが、二元代表制といって市民から直接選ばれた人は市長が一人いて、後は議員さんがいます。市長は市民の代弁者であり、議員も市民の代弁者であると民主主義の議会制度で決められているので、議員さん方は市民から負託を受けて議員になったということなので、市民の意見を代弁するのは我々だということで、よく議員さん方が使われるときには、議員は市民の代表である、市民の声であるとおっしゃっているので、山同委員さんが最初におっしゃった方向だというふうに捉えていいと思います。

○委員（山同善子） そうですね。そうすると、試食会や説明会で出てきた市民の意見というのは全然見てくれないということが考えられますね。

○教育長（石井逸雄） ごらんにはなっていると思いますが、小学校の意見はセンター方式が多かったが、幼稚園のほうの声は自校方式が多かったというのがあります。

○委員（山同善子） 自校方式ではなくセンター方式にした場合には、幼稚園もセンターからということになりますか。

○教育長（石井逸雄） いいえ。幼稚園は別の次元になるのですが、第1保育園と笠懸幼稚園で、公立の保育園と幼稚園ですから、管理計画の中でもありますように、これらについては先々、認定こ

も園も含めた一本化していくことを協議していこうとしています。

そうなると、認定こども園の条件は、自校でおやつ等出さなくてははいけませんので、おのずと自校方式になります。

○委員（山同善子） その部分について、そういう事情を加味した上でのアンケートを見たときには、市民の声は自校方式にこだわらないという答えが出ているように読み取れると思うのですが。

○教育長（石井逸雄） アンケートで聞いてはいるけれども、直接市民から声を聞いていてそれを代弁している私達の声を受けないのか、というところが強くお叱りを受けているところだと思います。

そこを争点にしていくと、交わるところが開いていってしまう可能性があるのですが、それはここで抑えていただいて、議員さんも市民の方も含めて理解をしていただくために、松崎さんがおっしゃったように、もっと丁寧にアピールしていくという方法もあり、金子さんからもあったように、笠懸地区全体の方向を示していくということで理解を求めていくという方式もあるのかなと思っているところでは。

○委員（金子祐次郎） 新設校が大間々給食センターからの配食というところも気掛かりな部分だと思います。笠懸給食センターから、ということであればまた違うのかなという思いもします。1校だけがほかの学校と離れて大間々からの配食というところに多少の違和感やこだわりを感じてしまうところがあると思います。

笠懸給食センターが具体的に方向性が打ち出せれば、将来的な部分はできてくると思います。それでも自校方式にしなくてはいけないというのであれば、それも議論にもならなくなってしまいますが、方向性とする、大間々給食センターではなく笠懸給食センターを作るという方向が具体的に計画の中に入ってくれば、もしかしたら違ってくるかもしれません。

○教育長（石井逸雄） 金子さんがおっしゃる部分について、議員さんご自身も直接そういう言い方をされる方もおりますので、私達はどちらかという、大間々の良さ、笠懸の良さ、東の良さを当然認めて良い学校を作っていきたいと思います。そこで給食を大間々で作ったものは大間々だけ、笠懸で作ったものは笠懸だけ、東で作ったものは東だけという認識ではなく、安全安心で経済的にもゆとりのある形での給食ということであれば、旧町の垣根を越えてもみどり市として一体感を持っていくことでは問題ないでしょうということから今回の案を出してきたところです。やはり今回も笠懸の議員さん方が中心となっているところから見たときに、金子さんがおっしゃられる部分というのはもちろんあるので、それは否定できません。

自校方式という結論が出てくれば、それは当然それに沿った形でどのように訂正していくかという計画が出てきますし、センター方式に決まれば、そのスケジュールはどうなるかという開校まで2年ありますから、時間的には論議を重ねていけるでしょうから、開校と同時に結論を出して、それに見合う給食室をセットして開校に間に合わせるというのは時間的に無理ですから、とにかく学校建設と開校を遅らせない形で進めさせていただいて、できるだけ早く方向を出していくことにご理解いただけないかということになります。

そこで結論が出れば、自校方式になるのであれば、新設校にも給食室を作っていくと考え方になり、笠懸地区全部の学校を改築したり、造り直していくという方針になるでしょう。東については、大間々学校給食センターに統合せずに、独立してやっていくということになります。大間々は今給食センターも綺麗で、動いていますから、それを自校方式に戻していくという作業は現実的ではないと思います。2次利用してくれるところがあつてうまくできるのであれば考えられますが、特殊な施設ですからかなり難しいと思います。というところも含めていうと、大間々、東にも関係してきますから、大間々、東の市民の皆さんの声も聞いていかななくてはならないので、作業を早めて進めさせていただかないかというところを教育委員会として議会のほうにお願いしていくことになります。

子供たちの環境が悪いから改善したいと言ってきて10年かかっているのに、これ以上学校開校を遅らせられないが、給食の課題もあるので、学校建設を認めていただいて、給食については検討させていただくということで予算を執行させていただきたいということですが、部長も同じ考えだと思います。

○委員（山同善子） 市全体で考えたほうがいいのかもしいですね。そのほうが、該当している市民の方々も意見を出しやすいし、考え方について聞くチャンスができるので、笠懸ということではなくみどり市全体の学校の在り方、給食の在り方を見直す場にして、もちろん大間々のほうにも意見をいただいて、笠懸のほうにも意見をいただいて、いろいろな年齢層からいただいて、ある程度方向を出したものを示した中でできれば、そのほうがいいのかもいれません。

2番についてはやっつけていけるわけですから、1番については全体的な考え方でいくほうが良いと思います。

○教育長（石井逸雄） 2番についても資料で示したスケジュールよりも早めていくということでご理解いただけたと思っています。

○委員（山同善子） 1番について、もし仮に皆さんからご意見をいただいた中で、笠懸に自校方式ができることがあったとしても、全体の意見を聞くということで、大間々や東の方々の違和感も取り除けるわけですし、ここでどうよくしていくかということも議論しても時間だけ経ってしまうと思います。

○教育長（石井逸雄） 議会から課題をいただきましたので、その返し方は、基本的には常任委員会、全員協議会、本会議という順番なので、常任委員会のところから返していくということが一般的な形になりますから、4月19日の常任委員会に教育委員会として何も意見を持っていかないというのは申しわけないので、きちんと議論した形で教育委員会としてはこういう考えを持ち、こういう方向で行きたいのですがいかがでしょうかというところを返していかないといけません。

当然、その前に市長の考え方であるとか、前倒しをすることは財政的に許されるのかという大きな部分もあるので、財政当局等とも調整した上で持っていかなくてははいけませんので、まずは論議する方向とするとそこに舵をきって教育委員会の中で意見交換して策を練っていくという方向で少し動いてみるということはいかがでしょうか。

まず、課題を認識していただいて、何が議会から示されたのかをしっかりと理解していただいた上で、その方向づけをできればと思っています。

○委員（金子祐次郎） 確認なのですが、附帯決議の1番で当面学校給食センター配食を見直し自校方式への再検討となっているが、ここはどういうことを想定しているのか。

自校方式以外は駄目と頭から思っている表現がこれだとすると、これからやろうとしていうことも全く無駄に終わると思います。

これからやろうとしていることを踏まえた上での自校方式であるということとは少し違ってくるということを一番確認したいところです。

○教育長（石井逸雄） 私も部長もそのように捉えていまして、機会を捉えて、附帯決議の特に1番で求められている方向性はということなのか確認していかないと、方向が間違えたまま一生懸命やっても全然変わるどころか何を考えているのだという形になってしまうので、事務局のほうで調整をしたいと思っています。

○委員（金子祐次郎） どうしても自校方式ではないとだめだという人と議論が足りないから検討したほうがいいのではないかとという人がいると思うし、アレルギーのことについて文章が加わったことによって、この部分には賛成するなど、人それぞれ温度差が違うのではないかとと思っています。

○教育長（石井逸雄） 私も含めて、部長、課長、事務局のほうで議員さん方の意向は確認していこうと思いますが、きょうのところは報告と今後の方向としたときに、一つには、金子委員さんがおっしゃるような懸念はありますが、方向としては考えられるということで、意見交換をしました。また市長とも調整をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、委任された事務の管理・執行状況の報告は以上で終了いたします。



○教育長（石井逸雄） ここで、暫時休憩します。

午後3時45分休憩

午後4時52分再開

○教育長（石井逸雄） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。



◎日程第9 議案第64号 令和2年度みどり市教育行政方針の制定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第9、議案第64号、令和2年度みどり市教育行政方針の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第64号、令和2年度みどり市教育行政方針の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第10 議案第65号 みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事について

○教育長（石井逸雄） 日程第10、議案第65号、みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事についてを議題として上程いたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしの声がありましたので、議案第65号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

————— 審 議 〔非公開により未記載〕 —————

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第10、議案第65号、みどり市教育委員会事務局職員の管理職人事について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○教育長（石井逸雄） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、臨時教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時00分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 山 同 善 子